

CLAYTON UTZ

北部準州における投資とビジネス

クレイトン・ユツツ法律事務所

弁護士 加納寛之

2010年11月8日

講演内容

1. クレイトン・ユツツ法律事務所の紹介

1. 沿革と概要
2. エネルギー＆資源グループ

2. オーストラリアに対する外国からの投資

1. 規制の枠組み
2. 外国政府による投資
3. 今年の改正

3. 北部準州に特有の事情(先住権)について

1. 先住権の分布状況
2. 北部準州における探鉱権取得のプロセス

4. 鉱物資源利用税(MRRT)について

1. 概要
2. 問題点

クレイトン・ユツ法律事務所

沿革と概要

- ・ オーストラリア四大法律事務所の一つ
- ・ 1833年設立(177年の歴史)
- ・ 弁護士約800人、従業員総数約1800人
- ・ 国内オフィス(主要6都市):
シドニー(NSW)、メルボルン(VIC)、ブリスベーン(QLD)
キャンベラ(ACT)、ダーウィン(NT)、パース(WA)
- ・ 日本の弁護士資格を有する日本人弁護士(パートナーマネント)

クレイトン・ユツ法律事務所

エネルギー&資源グループ

- オーストラリア最大のエネルギー&資源業務グループ
- 各オフィスにエネルギー&資源業務のみを専門に扱う弁護士
- 多くは大手鉱業・鉱山会社の社内弁護士としての経験
- 一部は連邦政府・各州政府専属の弁護士としての経験
- エネルギー&資源産業に影響を及ぼす重要な法律的、商業的及び政治的な問題点に関する確かな理解
- エネルギー&資源関係の権益取得、探鉱案件への参画、ジョイントベンチャー、長期供給契約、資金調達、Due Diligenceなど

講演内容

1. クレイトン・ユツツ法律事務所の紹介

1. 沿革と概要
2. エネルギー＆資源グループ

2. オーストラリアに対する外国からの投資

1. 規制の枠組み
2. 外国政府による投資
3. 今年の改正

3. 北部準州に特有の事情(先住権)について

1. 先住権の分布状況
2. 北部準州における探鉱権取得のプロセス

4. 鉱物資源利用税(MRRT)について

1. 概要
2. 問題点

外資審議委員会 (Foreign Investment Review Board - "FIRB")

- 外国投資に関する政策と執行に関する連邦政府の諮問機関
- 外資審議委員会の役割
 - 外資買収法の運用・執行
 - 豪州の外国投資に関する政策の立案
- 外資審議委員会の承認は、「外国投資家」がオーストラリアの会社・事業・資産に関する「重大な利益」を取得する前に必要
- 「外国投資家」とは？
- 「重大な利益」とは？

外資審議委員会に対する届出・承認

1. 一般的基準(買収対象の資産価値・取得比率)

- ① 豪州企業・事業(2.31億ドル以上)の株式・権益の15%以上
- ② 外国企業(豪州子会社・資産が2.31億ドル以上)の15%以上
- ③ 外国企業(総資産が2.31億ドル以上で、かつ豪州子会社・資産が総資産の50%以上を占める場合)の15%以上

2. 特則(買収対象の資産価値・取得比率に関係なし)

- ① 土地(各種リース・鉱業権などを含む)の取得
- ② 外国政府、政府機関、外国政府系ファンドによる買収

外資審議委員会による審査手続

- ・ 事前届出－義務的届出と自主的届出
- ・ 審査期間－30日間(最大90日までの延長あり)
- ・ 公表期限－審査終了後10日以内
- ・ 有効期間－12ヶ月間
- ・ 審査結果－連邦財務大臣の自由裁量
 - 1. 買収提案の承認
 - 2. 買収提案の禁止(「国益」基準)
 - 3. 買収提案の条件付承認

「国益(National Interest)」基準

- ・外資買収法に定義なし
- ・外資政策(高度に政治的)
- ・外資審議委員会・連邦財務大臣の広い裁量
- ・事案ごとの個別的判断
- ・判断要素
 - ・積極(経済効果・雇用促進・技術導入・資源開発など)
 - ・消極(国家安全保障・地域利益など)

ガイドラインー外国政府企業による投資

- 2008年2月17日、連邦財務大臣により発表
- 外国政府、外国政府機関、外国政府が所有する企業、外国政府系ファンド等による投資を対象
- 今までの外資規制・ガイドラインに追加
 - 特則(買収対象の資産価値・取得比率に関係なし)
 - 「国益」が基準
 - 外資審議プロセス・判断基準の透明性を高める目的
- 六項目の確認的な判断要素

六項目の判断要素

1. 外国政府からの独立性(企業統治・資金調達など)
2. 法の遵守と共通のビジネス行動規範(投資方針など)
3. 市場競争に対する影響(競争の阻害、不当な支配・集中の有無など)
4. 豪州の歳入その他の政策との融合性(税・環境など)
5. 豪州の国家安全保障(国防戦略に与える影響など)
6. 豪州の事業に与える影響全般(積極・消極要因)

新改正法－転換社債等の規制

- ・ 2010年2月12日成立
- ・ 2009年2月12日に遡って適用される
- ・ 外国からの投資を基本的に歓迎する立場を確認
- ・ 転換社債を株式に対する投資と同視するなど、今までに不明確だった点を明らかにする趣旨
- ・ 審議プロセス・判断基準の明確性を高める目的

講演内容

1. クレイトン・ユツツ法律事務所の紹介

1. 沿革と概要
2. エネルギー＆資源グループ

2. オーストラリアに対する外国からの投資

1. 規制の枠組み
2. 外国政府による投資
3. 今年の改正

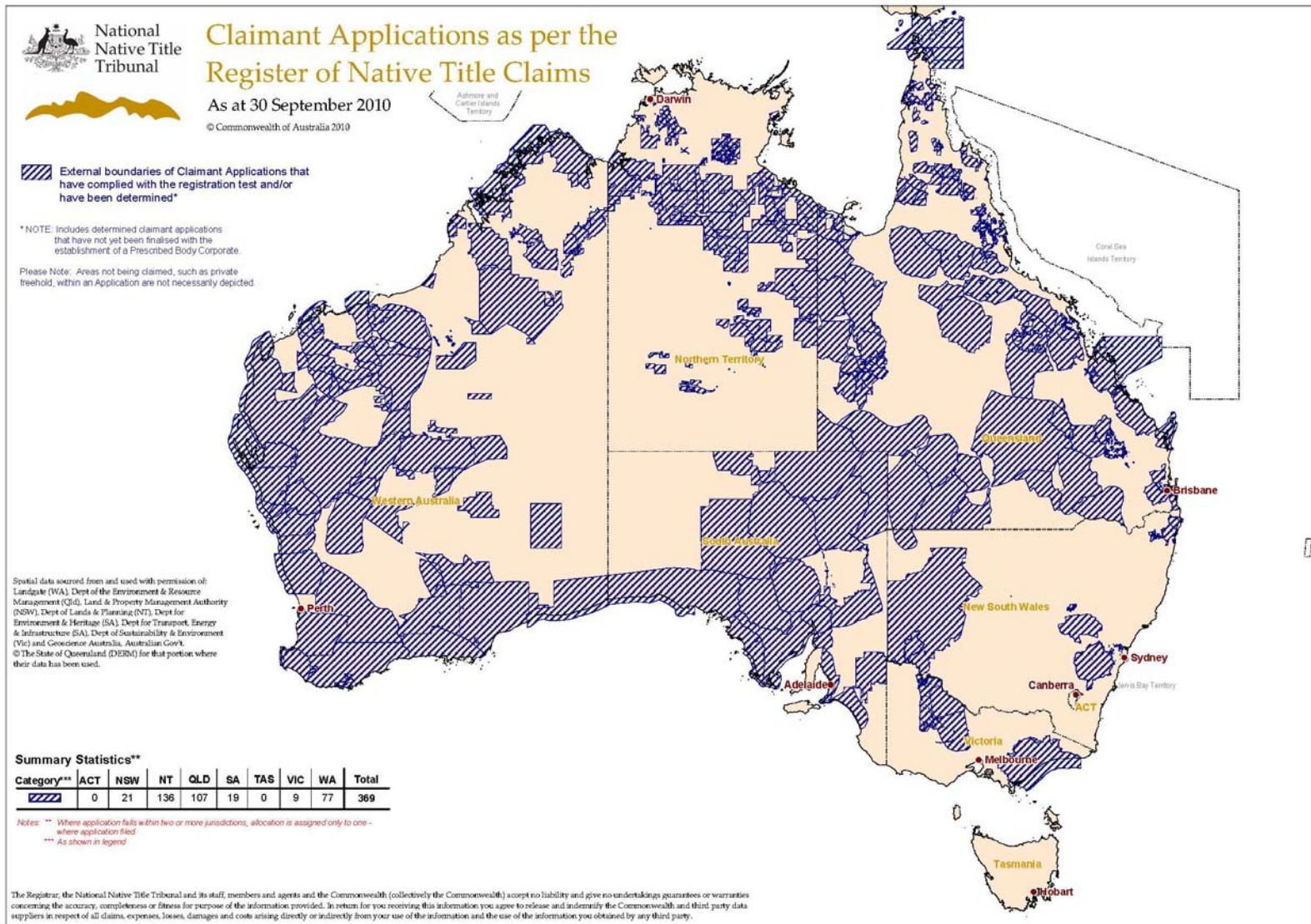
3. 北部準州に特有の事情(先住権)について

1. 先住権の分布状況
2. 北部準州における探鉱権取得のプロセス

4. 鉱物資源利用税(MRRT)について

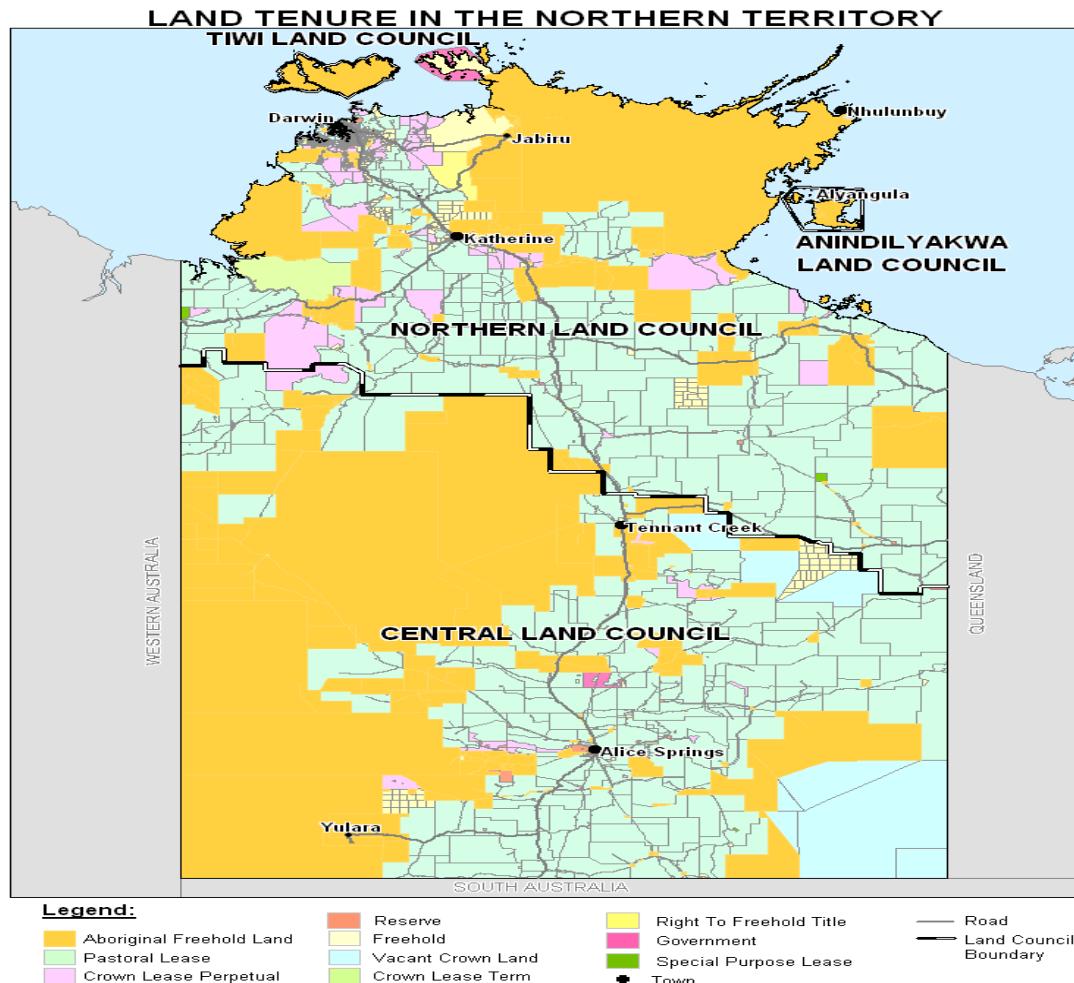
1. 概要
2. 問題点

登録済の先住権(申請)の分布



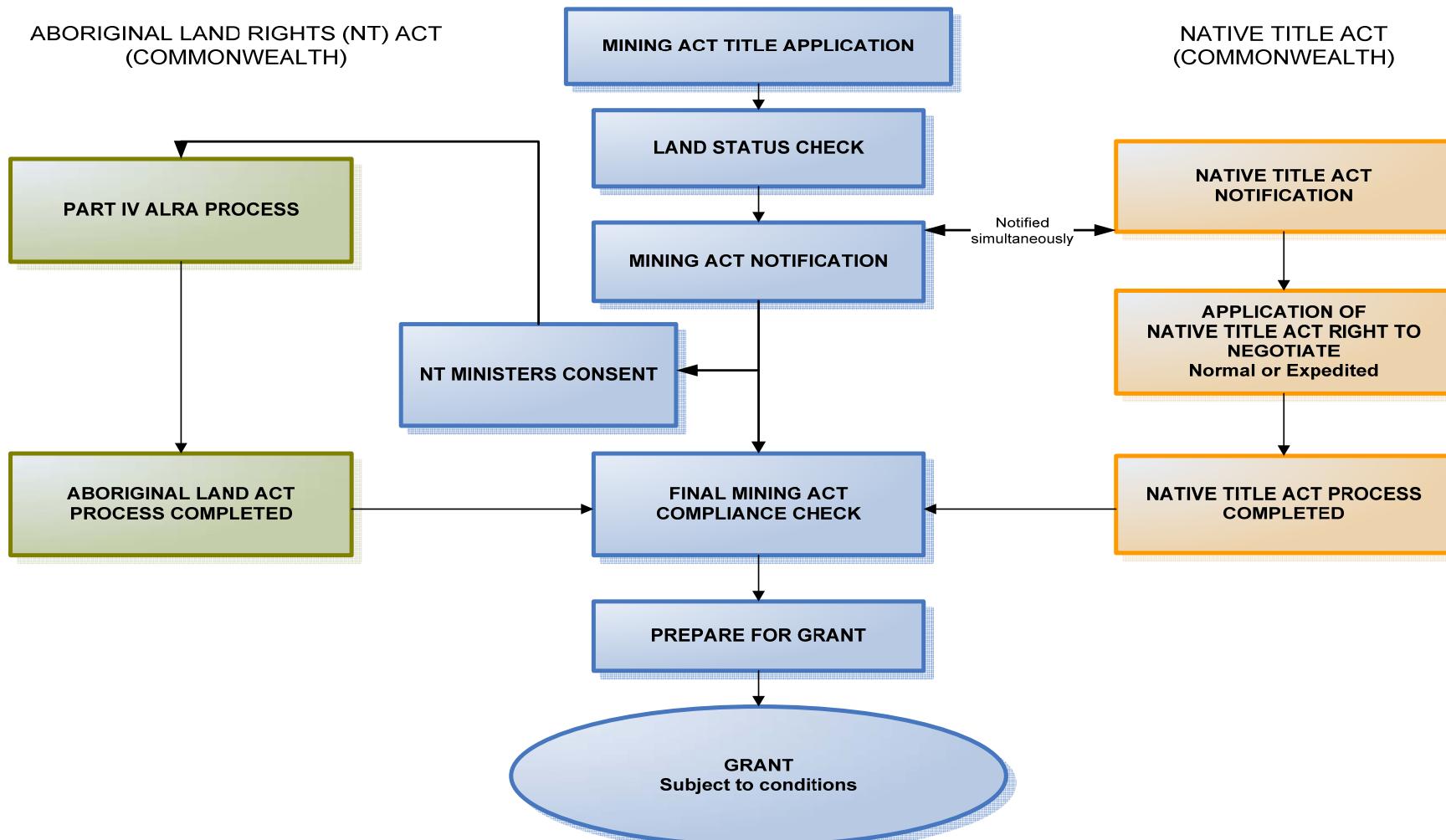
Produced by Geospatial Services, NNTT, 8 October 2010. File path: P:\GEO_INFO\Project\National\NNTT\020100930\20100930_RNTC.WOR

北部準州における先住権等の分布



北部準州における探鉱権取得プロセス

GENERAL PROCESS FOR THE GRANT OF EXPLORATION TITLES



講演内容

1. クレイトン・ユツツ法律事務所の紹介

1. 沿革と概要
2. エネルギー＆資源グループ

2. オーストラリアに対する外国からの投資

1. 規制の枠組み
2. 外国政府による投資
3. 今年の改正

3. 北部準州に特有の事情(先住権)について

1. 先住権の分布状況
2. 北部準州における探鉱権取得のプロセス

4. 鉱物資源利用税(MRRT)について

1. 概要
2. 問題点

現行案・鉱物資源利用税 (MRRT)

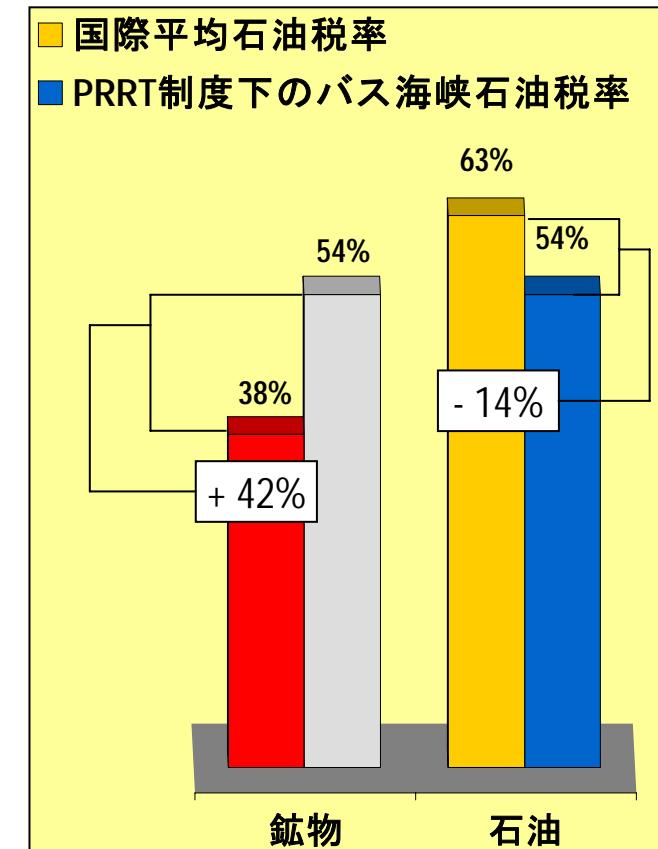
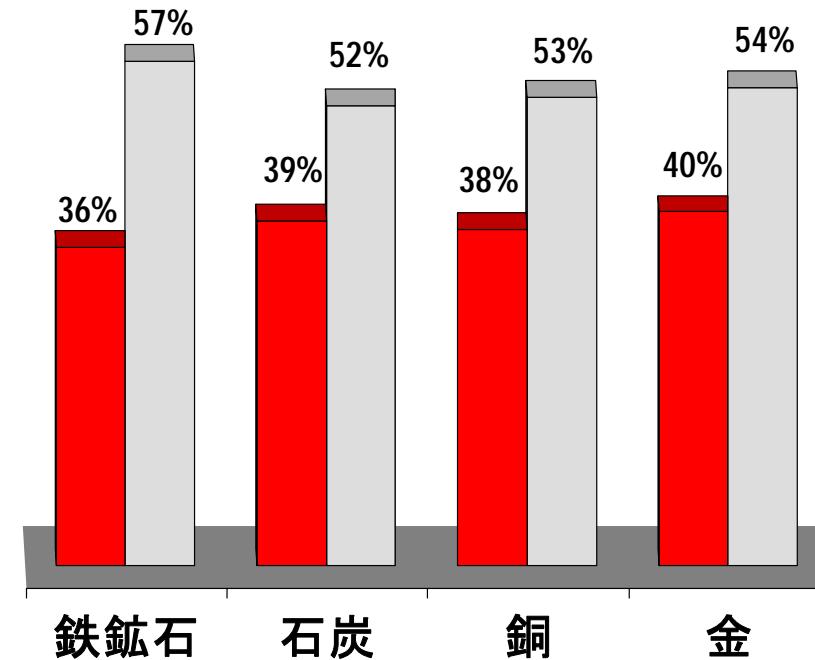
- 2012年7月1日より導入
- 全ての石炭および鉄鉱石プロジェクトに適用され、同日より全てのオンショアおよびオフショアの石油ガスプロジェクトに石油資源利用税(PRRT)が適用される。
- 実効税率 22.5%
- プロジェクトの利益が年5千万豪ドルを超えた時点で適用を受ける。
- 法人税とMRRTの総合税率は42%から45%の間と推定される。

旧案・資源超過利益税(RSPT)の問題点

RSPTとPRRTとの対比

■ 国際平均資源税率

□ RSPT制度下のオーストラリアの資源税率



出典: KPMG、Wood MacKenzie

新旧両制度案と国際平均との比較

鉱物および石油に対する実効税率

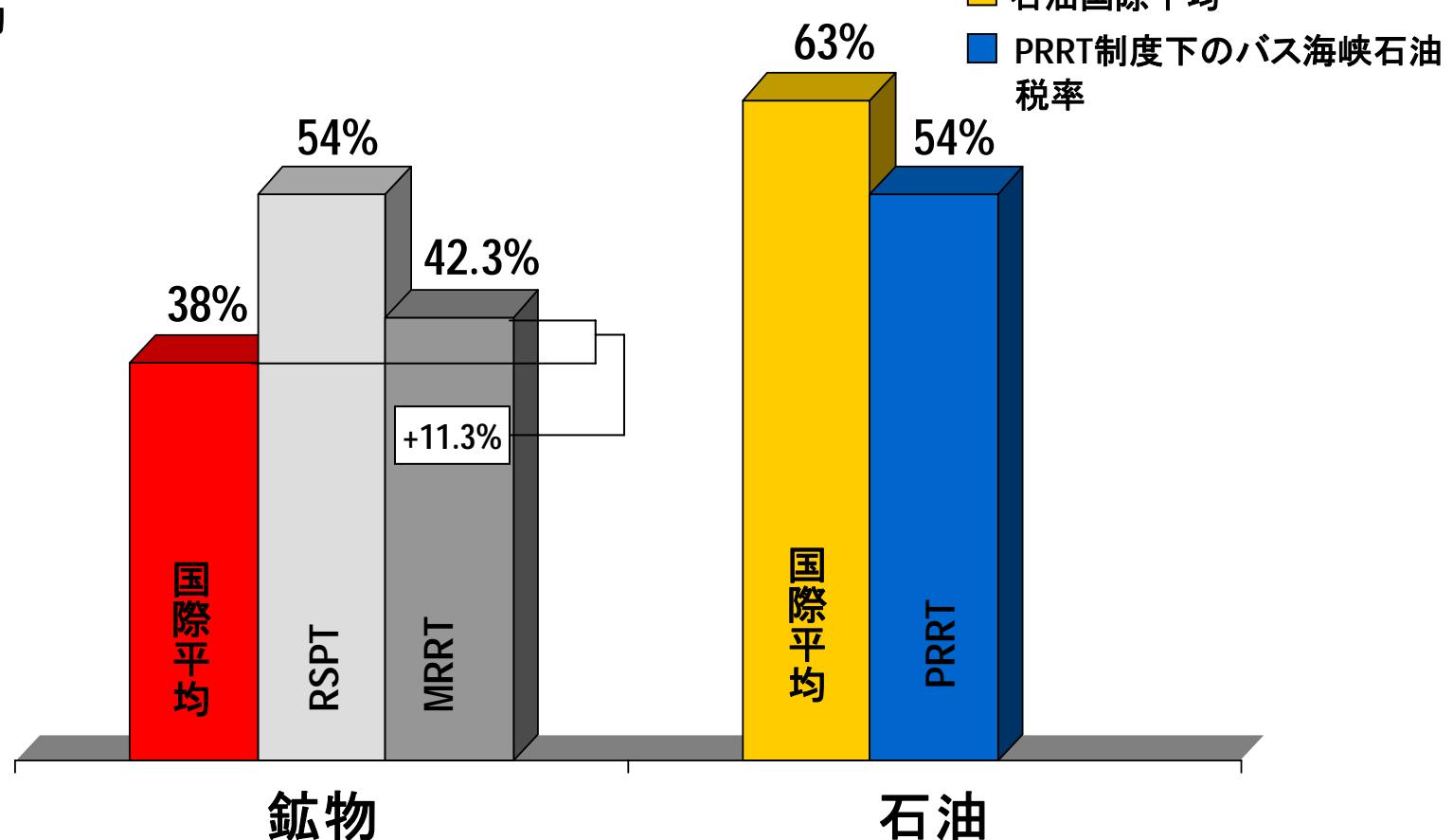
■ 鉱物国際平均

□ RSPT

■ MRRT

■ 石油国際平均

■ PRRT制度下のバス海峡石油
税率



MRRT 制度導入により発する問題点

- ・ 性の主
 - ・ 豪州が 性を争う 性大
- ・ 海外からの投資への影響
- ・ M&A 動への影響
- ・ ッジングのアレンジ
- ・ 投資ストラクチャリング(事業会社による資産保有)
- ・ 配当政策 - 税枠の

契約の解　上の問題点

- ・ の法律・税制改正条項 — MRRT導入は「法律・税制の改正」と えるかどうか
- ・ 新規の供給契約における転 条項の必要性
- ・ 90年 の ESSO と BHP Petroleum による転 条項に関する裁判 — *BHP Billiton Petroleum (Bass Strait) Pty Ltd and Another v Commissioner of Taxation [2002] FCAFC 433; (2002) 126 FCR 119.*
- ・ 契約目的の達成不

CLAYTON UTZ

北部準州における投資とビジネス

クレイトン・ユツツ法律事務所

弁護士 加納寛之

2010年11月8日